

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 37 2019年12月19日 JR東労組

第8回中央執行委員会で**決定**

(2019.12.19)

指令23号発出!

中央本部は、水戸地方本部がバス棚倉で発生した事象に対し不当労働行為救済申立を行ったことについて、12月17日の全地本委員長会議においても議論を行い、水戸地方本部による不当労働行為救済申立に対する見解を発出していくことを確認してきました。

そのことを踏まえて、第8回中央執行委員会(2019.12.19)で議論した結果、水戸地方本部の鈴木三男執行委員長代理と山口真広書記長に対し、JR東労組規約第60条(1)組合の規約または決議に違反する行為(3)組合の団結または統制を乱す行為に該当することを議決し、第46回定期中央委員会に制裁申請を行うことを決定しました。

また、中央本部は鈴木三男君、山口真広君が水戸地方本部の責任ある立場を利用し、同種規約違反を繰り返しかねず、組織運営上重大な支障となり組織混乱が助長することから、組織的な判断を行い、下記の通り指令を発出しました。

◆ 指令23号 ◆

1. 鈴木三男君、山口真広君に対し、JR東労組規約第60条2項の定めにより、第46回定期中央委員会へ制裁申請を行う。
2. 鈴木三男君、山口真広君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第34条第1項(5)に基づき、緊急措置として執行権を停止する。
3. 鈴木三男君、山口真広君に対し、JR東労組規約第60条2項に基づき、規約第13条(2)(3)(4)(5)を停止する。
4. 鈴木三男君、山口真広君に対し、中央本部の許可無く、全組合事務所及び組合施設への立ち入りを禁止する。
5. 各地方本部は、各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。